

福祉・介護職員処遇改善加算について

基準日：令和5年4月1日

目的：福祉・介護に携わる職員の賃金改善（他業種との賃金格差是正）

	名称	①処遇改善加算	②特定処遇改善加算	③処遇改善臨時交付金
制 度	目的	直接処遇職員の賃金改善	事業所における中核職員の賃金改善	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるため
	加算創設時期	平成24年4月	令和元年10月	令和4年2月
	算定要件	キャリアパス要件 職場環境要件	配置等要件 現行加算要件 職場環境等要件 見える化要件	現行加算要件
	支給対象職員 (指針より)	直接処遇職員の賃金改善に限定	・福祉・介護職員 ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることができる	・福祉・介護職員 ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることができる
	加算金額	※各月の給付費に事業毎に定められた加算率を乗じて算出		
	加算区分	3区分	2区分	1区分のみ
共 働 福 祉 会	支給対象職員	直接処遇職員	全職員	全職員
	支給金額	①正規雇用職員 処遇改善手当 11,000円/月 ②正規雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分(3月) ③有期雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分(3月) ④有期雇用職員 一時金 2.0ヶ月分 (6月…0.8ヶ月 12月…1.2ヶ月) ⑤正規雇用職員 令和5年4月 基本給昇給に伴う令和5年度増加分(昇給に伴い増加する賞与も含む) ⑥有期雇用職員 令和5年4月 時間給増に伴う令和5年度増加分 ※⑥のみ社会保険未加入者も該当とする	条件により3ランクに分ける A A…勤務10年超 国家資格取得 16,500円 A…勤務5年超 国家資格 8,000円 B…その他の職員 4,000円 ※A Aの支給については、他の処遇改善との関係上、調整あり	基本支給額を決めた額に 個々の常勤換算数を乗じて算出 基本支給額：7,000円 ※月に8日以上欠勤の場合は支給しない

※いずれも加算金額の状況により、支給額の調整を行うことがあります。ご承知おきください。